

☆ 小・中学校における通級による指導の実際

通級による指導の対象

学校教育法施行規則第140条により、次の該当もしくはそれに応じた指導が必要な児童生徒は規定にかかわらず、**特別の教育課程**によることができる。

- 1 言語障害者 2 自閉症者 3 情緒障害者 4 弱視者 5 難聴者 6 学習障害者
7 注意欠陥多動性障害者 8 その他

* 学校教育法施行規則第141条において、他校の授業を当該校の授業と見なすことを言及

通常の学級で、学習上又は生活上に何らかの困難さを抱えている

例：人間関係、感情コントロール、言葉の発音、言語理解、数量感覚、計算、図形等

通級による指導とは

障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導

特別な指導の場（通級指導教室）で行う教育形態

特別の教育課程

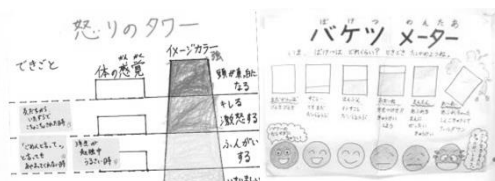
- 障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れる。
- 特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。
* ②の指導を行う場合にも、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する目的で行うこと（「教科」ではなくあくまでも「自立活動」）。

指導時間

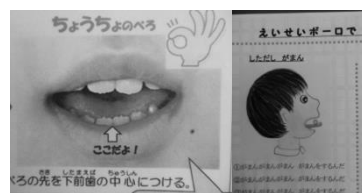
言語障がい・自閉症等の児童生徒：年間35～280単位時間（週1～8単位時間程度）
LD・ADHDの児童生徒：年間10～280単位時間（月1～週8単位時間程度）

「特別な指導」（自立活動）を教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。

指導例



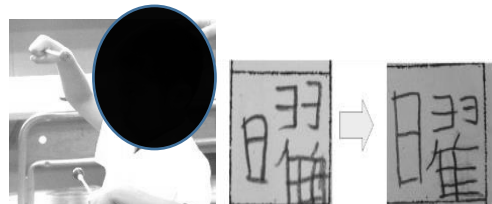
他者理解や感情のコントロール



その子に応じた発音指導



ソーシャルスキルトレーニング



ビジョントレーニングによる漢字の視写の変化

通常の学級との連携

児童生徒が在籍する担任と連絡ファイル、在籍校訪問、懇談等の連携をすることで、本人の在籍学級での学習や生活の充実を図ることができる。

単に各教科等の学習の遅れを取り戻すための指導ではないことに留意しましょう。